

Technical Line

SEC規則、ESRS、ISSB基準による気候関連開示の比較

目次:

概要	1
主な相違点	3
適用対象企業	3
マテリアリティおよび開示しきい値	4
スコープ1およびスコープ2のGHG排出	5
スコープ3のGHG排出	6
シナリオ分析	7
財務諸表への気候関連の影響	7
開示の記載場所	8
保証の要求事項	9
ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標	10
産業固有の要件	10
その他の報告要件	11
適用時期	11
付録:SEC規則、ESRS、ISSB基準に基づく気候関連開示の主な違い	14

重要ポイント

- 米国証券取引委員会(SEC)は最近、登録企業が監査済み財務諸表およびその他の両方において気候関連開示を行うことを要求する最終規則を採択しました。
- 欧州委員会(EC)の欧洲サステナビリティ報告基準(ESRS)の第1弾は、特定の気候関連開示を含むサステナビリティ開示の実施を企業に要求します。
- ISSBの全般的な要求事項及び気候関連のサステナビリティ開示基準は、特定の法域の当局によって強制されます。
- 複数の法域で重要な事業を行っている企業は、複数の要求事項の適用を受ける可能性があるため、SEC規則、ESRS、ISSBの主な相違点を理解する必要があります。

概要

一部の規制当局および基準設定主体は、上場企業および特定の企業に対して年次報告書で様々な気候関連開示を行うことを要求する基準又は規則を発行しています。多くの企業がすでに環境、社会、ガバナンス(ESG)に関する事項についてサステナビリティレポートで自主的に開示している中、規制当局および基準設定主体は、投資意思決定に有用な一貫性のある比較可能な情報を求める投資家からの要求に応えようとしています。

本書では、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に一定程度基づく、米国証券取引委員会(SEC)¹の気候関連開示規則、欧州委員会(EC)²の欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)第1弾、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)³の気候関連開示要求事項の主な相違点を比較しています。

他の法域で重要な事業を行う米国を拠点とする企業は、複数の要求事項の適用対象となる可能性があるため、その相違点に注意する必要があります。企業は、各要求事項を詳細に評価し、自社がどのような影響を受けるかを判断することを検討する必要があります。また、他の国や地域の法域(例えば、カナダ、オーストラリア、カリフォルニア州)における提案および法律からどのような影響を受けるかを評価することを検討する必要があります。

2024年3月、SECは、監査済み財務諸表およびその他の両方において気候関連開示を行うことを要求する気候関連開示規則を採択しました。

2023年1月に最終決定された欧州連合(EU)の法令である企業サステナビリティ報告指令(CSRD)は、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が最初に策定したESRSが提供する報告フレームワークの下で、サステナビリティ情報を報告することを義務付けています。ESRSの第1弾は、EUの執行機関であるECが2023年7月に規則(委任法と呼ばれる)を通じて公表しました。同様に、EFRAGが開発するESRSの他のセット(セクター別基準、上場中小企業基準、EU域外企業報告基準など)についても、今後、規則(委任法)が必要となります。

EU加盟国は、2024年7月6日までにCSRDの要件を各国法への移管を完了させる必要があります。

弊法人のコメント

EU加盟国は、CSRDを含むあらゆるEU指令に拘束されるものの、指令を自国の法律に組み込む際に、EU指令が要求する結果を達成するための形式や方法を選択する権限をある程度有しています。個々のEU加盟国は、適用範囲や報告要件を拡大することが認められています(しばしば「ゴールドプレーティング(金メッキ)」と呼ばれます)。

CSRDには、EU加盟国が個別に適用できるオプションも含まれています(例えば、企業の法定監査人以外の独立した保証提供者が保証を提供することを認めるなど)。したがって、企業は、関連するEUの法域の現地法を注視し、自社がどのような影響を受けるかを判断する必要があります。

ISSBはIFRS財団によって設立され、グローバルなベースラインとなる包括的な基準を開発することを目的としており、2023年6月に最初の2つのIFRSサステナビリティ開示基準を公表しました。これらの基準は、他の国際財務報告基準(IFRS)と同様に、どの法域においても準拠が義務付けられる前に、現地の法域による導入が必要となります。2023年7月、証券監督者国際機構(IOSCO)は、ISSB基準をエンドースメント(承認)し、同機構のメンバーに対し、ISSB基準をどのように導入、適用し、又はその他の場合でもISSB基準から情報を得ることを検討するように求めています。⁴ ブラジルはISSB基準を義務付けると公表し、英国、カナダ、オーストラリアを含むいくつかの法域では、ISSB又は類似の基準の導入を義務付ける予定であることを表明しています。

SEC規則、ESRS、ISSB基準についての詳細は、EYが公表している以下のサイトをご参照ください。

[SEC adopts rules requiring registrants to disclose certain climate-related information](#)(英文)、[Technical Line How the EU's Corporate Sustainability Reporting Directive affects non-EU based multinationals](#)(英文)、[ISSB issues inaugural IFRS Sustainability Disclosure Standards](#)(英文)

主な相違点

適用対象企業

SEC規則は実質的に、外国登録企業、小規模報告会社(SRCs)および新興成長企業(EGCs)を含むすべてのSEC登録企業、並びに新規株式公開によって初めて米国資本市場に参入する企業に適用されます。本規則は、資産担保証券の発行体又は多法域間開示制度(MJDS)を利用するカナダの登録企業には適用されません。今回の規則は、気候関連の開示にのみ焦点を当てたものですが、SECは今年、人的資本と取締役会のダイバーシティの開示に関する追加規則を提案する見込みであることに注視する必要があります。

CSRDおよびESRSは、次の企業に適用されます。

- ▶ EU規制市場に上場している企業(株式または特定の債務)。ただし、零細企業(従業員数が10人未満で、年間売上高(収益)が90万ユーロ未満または貸借対照表の合計(総資産)が45万ユーロ未満の企業)は除く。
- ▶ 大規模企業。すなわち、EU企業のうち以下の3つの基準のうち少なくとも2つ以上を満たす企業:(1) 純売上高が5,000万ユーロ超、(2) 貸借対照表総額が2,500万ユーロ超、(3) 事業年度の平均従業員数が250名超
- ▶ 法的形式に関わらず保険会社および金融機関(零細企業を除く)

上記の判定基準は、法人ベース(すなわち、個々のEU企業(子会社等))と、連結ベース(当該EU企業のEU域外子会社を含む)の両方で適用される必要があります。すなわち、EU企業は、当該EU企業が財務報告を連結レベルで作成義務を有しているか否かにかかわらず、EUおよびEU域外子会社を含む連結ベースでも上記のしきい値を満たしているかどうかを評価する必要があります。

EU企業の子会社は、EU親会社がESRSに完全に準拠した連結報告書に当該子会社を含める場合、単独での報告書発行が免除されます。

EU域内に親会社を持たないEU子会社で、上記の各しきい値を満たす場合、EU域外親会社のサステナビリティ報告書に、ESRSまたはECがEUのサステナビリティ報告書と同等とみなす基準のいずれかに完全に準拠した報告書が含まれない限り、ESRSへの準拠が求められます。ECは、同等の基準やどのような基準が同等であるかをまだ決定していませんが、CSRDは、同等の基準が後述するESGトピック(すなわち、気候変動トピックだけではない)をカバーし、ダブルマテリアリティの概念の使用することを要求しています。

また2030年までの経過措置として、EU域外親会社は、CSRD報告書の目的上、CSRDの範囲に含まれる全てのEU子会社を連結して報告するために、1つのEU子会社を選択することができます。選択された企業には、財務報告目的で連結されていないEU子会社も含まれます(疑似連結)。つまり、CSRD報告のために選択されたEU子会社の連結事業体は、財務報告のための連結事業体と同じではありません。ただし、選択されるEU子会社は、過去5年の会計年度のうち少なくとも1度は、EU域内で最大の売上高を計上したEU子会社のうちの1つでなければなりません。

大規模上場子会社(つまり、上記箇条書きの最初の2つの基準を満たす子会社)は、独自に報告する必要があり、子会社免除を適用することはできません(上記の親会社連結に含まれる場合、疑似連結の場合であっても独自の報告が必要となります)。

これとは別に、EU域内での純売上高が1億5,000万ユーロ超で、CSRDの適用範囲（上記箇条書きの基準）を満たす子会社を少なくとも1つ以上有するか、又はEU域内に子会社を持たないが、EU域内に純売上高4,000万ユーロ以上の支店を有するEU域外企業は、EFRAGが開発中のEU域外企業向けESRS、またはESRS第1弾あるいはEUの基準と同等と見なされる基準のいずれかを連結レベルで2028年から適用することが求められます。EU域外企業向けESRSの開発は完了していませんが、ESRS第1弾に含まれるすべての報告分野をカバーすることは見込まれています。

ESRSは、気候関連およびその他のESG項目の開示を要求しており、その他のESG項目には、気候関連以外の環境項目（汚染、水、海洋資源など）、社会項目（自社の従業員、影響を受けるコミュニティ、消費者およびエンドユーザー）、ガバナンス項目（事業運営）を含みます。

ISSB基準が適用される企業の種類は、当該基準を導入することを選択した法域の当局の裁量に委ねられています。また、ISSB基準の適用は、IFRS会計基準の適用とは連動していません。したがって、財務報告の目的でIFRS会計基準を適用する企業は必ずISSB基準を適用しなければならないということではなく、その逆もまた同様です。最初の2つの基準は、全てのサステナビリティトピックに関する全般的な要求事項（IFRS S1号、サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項）と、気候関連開示の要求事項（IFRS S2号、気候関連開示）を対象としていますが、ISSBは、包括的な一連のサステナビリティ関連開示基準を提供する幅広い権限を有しています。ISSBは現在、どのようなトピックを基準設定アジェンダに含めるべきかについて協議を行っています。

様々なガイダンスでマテリアリティの定義が異なり、適用方法も異なります。

マテリアリティおよび開示しきい値

様々なガイダンスでマテリアリティの概念の定義が異なり、適用方法も異なります。また、場合によって各種開示に対して、（マテリアリティではなく）開示しきい値を適用する必要があります。

SEC規則で要求される大半の開示に対するマテリアリティの判断は、米国最高裁判所の判例に基づき、ここでは合理的な投資家が有価証券の売買若しくは議決権の行使を判断する際に重要であると考える可能性が相当にある場合、又はかかる合理的な投資家が開示の脱漏により、提供されている情報の全体の構成が大幅に変化すると考える場合、当該論点は重要となります。

ただし、SEC規則では、以下の各基準が満たされた場合、深刻な気象現象又はその他の自然条件の影響に基づき資産化された費用および支出を貸借対照表で開示し、発生した費用や損失を損益計算書で開示するように要求しています。

- ▶ 保険金等による回収を除く資産化された費用および支出の総額が株主資本又は欠損金の絶対値の1%以上である（500,000米ドル未満の場合を除く）
- ▶ 保険金等による回収を除く発生した費用および損失の総額が税引前損益の絶対値の1%以上である（100,000米ドル未満の場合を除く）

取締役会による気候関連リスクの監督と関連するものを含め、一部の開示はマテリアリティと無関係に必要となります。

ESRSは「ダブルマテリアリティ」の概念を使用しており、これは、いわゆるインパクトの観点、財務的な観点、またはその両方の組み合わせから重要である場合、開示が必要となります。サステナビリティ事項が、人や環境に対して、実際または潜在的に、ポジティブまたはネガティブの、重要な影響を及ぼす場合、インパクトの観点から重要です。サステナビリティ事項が、企業の成長、財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、資金調達手段、資本コストに重要な影響を及ぼす、または及ぼすと合理的に予想される場合、財務的な観点から重要です。

ISSB基準の開示要件やSEC規則で使用されているマテリアリティの定義又は概念とは異なり、ESRSのマテリアリティの定義では、影響を受けるステークホルダー（従業員、顧客、ベンダー、コミュニティなど）とその他のサステナビリティ報告の利用者（投資家、債権者など）の両方が考慮されます。ただし、ESRS 2には、マテリアリティは適用されません（つまり、データポイントを含むすべての開示が必要となります）。ESRS 2は、ガバナンス、戦略、インパクト・リスク・機会の管理、および行動の有効性や目標の進捗状況のモニタリングに関する開示要求事項を規定しています。また、気候変動が重要ではないと結論付けた場合には、その結論の詳細な説明を開示しなければなりません。また、他のEU法で義務付けられている特定のデータポイントも開示が要求されます。

ISSBのマテリアリティの定義は、IFRS会計基準のマテリアリティの定義に整合しています。一般目的財務報告の主要な利用者（例えば、現在のおよび潜在的な投資者、融資者およびその他の債権者）にとって重要性があるものに焦点を当てています。この定義は、ISSB基準のすべての開示要求事項に適用されます。つまり、開示に重要性がない場合、開示する必要はありません。

弊法人のコメント

ESRSにおけるダブルマテリアリティの概念は、SEC及びISSBが使用するマテリアリティの定義又は概念よりも広く、インパクトの観点からどの事項を開示すべきか、経営陣に追加的な判断を要求します。

ダブルマテリアリティは企業にとって新しい概念であるため、EFRAGは、ダブルマテリアリティの評価方法に関する解釈ガイドの草案を発行し、2024年に最終化される予定です。

スコープ1およびスコープ2のGHG排出

SEC規則、ISSB基準、ESRSでは、上記で説明した全般的なマテリアリティの概念に従って、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量⁵の開示が要求されます。ただし、必要となる開示の内容は各規則と基準によって異なります。

SEC規則では、大規模早期提出会社および早期提出会社について、スコープ1およびスコープ2の排出量の開示のみ要求されます（したがって、非早期提出会社、EGCsおよびSRCsは排出量の開示要求事項が完全に免除されます）。SEC規則では、GHG排出量を計算するために登録企業が特定の手法をとることを要求しません。登録企業は、GHG排出量を測定および管理するために広く利用されている枠組みであるGHGプロトコル⁶を利用することができますが、SEC規則は、規則の全般的な要求事項を満たす限り、その他の手法を利用することを認めます。登録企業は、利用したプロトコル又は基準および組織境界（バウンダリー）を含め、GHG排出量の計算で使用した手法、重要なインプットおよび仮定を説明する必要があります。組織境界（バウンダリー）が連結財務諸表に含まれる企業又は事業と重要な点で異なる場合、差異の簡単な説明を提供する必要があります。

SEC規則では、スコープ1およびスコープ2の重要な排出量を二酸化炭素換算(CO_2 換算)メートル・トンで開示する必要があります（いずれも各スコープの合計、および個別に重要な7つの構成GHGの細分化ベース）。購入又は生成されたオフセットの影響は、これらの計算から除外されます。SEC規則では、GHG原単位指標の開示は要求されません。SEC規則は、選択した枠組み（例えば、GHGプロトコルに基づくロケーション基準およびマーケット基準の手法）に従って企業が自らのスコープ2のGHG排出量を計算することを認めます。

ESRSには、GHG排出量を計算するための具体的なガイドが含まれていますが、GHG排出量を報告するための情報を作成する際には、GHGプロトコルによって提供される原則、要件、およびガイドを考慮することも企業に要求しています。企業は国際標準化機構(ISO) 14064-1:2018の要件も考慮できます。

ESRSはまた、スコープ1とスコープ2の総排出量および購入または創出されたオフセットの影響を、CO₂換算トンで別個に開示することを要求しています。企業は、排出量の開示を7つのGHGごとまたは国ごとに分解して開示することが認められますが、この分解情報の開示は必須ではありません。

ESRSは、追加的な開示として、規制対象の排出量取引制度に基づくスコープ1 GHG排出の割合や、ロケーション基準手法とマーケット基準手法の両方の方法によるスコープ2排出などの開示を要求しています。原単位指標については、純売上高の通貨単位あたりのロケーション基準とマーケット基準の両方の方法で、合計排出量（スコープ1、スコープ2およびスコープ3の合計）のみを開示することを企業に要求しています。

さらに、ESRSは、報告されるスコープ1およびスコープ2排出に、経営支配力を有する持分法投資およびジョイントベンチャーのスコープ1およびスコープ2排出を含めることを企業に要求しています。ESRSはまた、(1)連結会社、(2)持分法投資、ジョイントベンチャー、および経営支配力を有するその他の非連結子会社について、スコープ1およびスコープ2排出を分解して開示することを企業に要求しています。

ISSB基準では、法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求していない限り、排出量の計算にGHGプロトコルを用いること要求しています。ISSB基準では、CO₂相当のメートル・トンでスコープ1およびスコープ2の排出を区別して開示することが要求されますが、これらの排出の分解情報は要求されません。購入した又は生成したオフセットの影響は除外され、区別して開示されます。

ISSB基準では、企業の報告期間と異なる報告期間を有するバリューチェーン上の企業から入手した情報を使用し、企業のスコープ1およびスコープ2の排出を測定することが一定の条件下で容認されます。原単位の指標の開示は要求されません。ISSB基準では、ロケーション基準手法を用いたスコープ2の排出およびそれらの排出源についての契約証書に関する情報の開示が要求されます。

GHGプロトコルは、持分法投資のような非連結の投資先からの温室効果ガス排出の計算について、異なるアプローチ（例えば、出資比率基準、財務支配力基準、経営支配力基準）を提供します。そのため、ISSB基準では、スコープ1およびスコープ2の排出について、(1)連結会社および(2)その他の投資先（例えば、持分法投資、ジョイント・ベンチャーおよび非連結子会社）に分解した開示が要求されます。さらに、それらの企業の排出の計算に使用したアプローチの開示が要求されます。

スコープ3のGHG排出

SEC規則は、ESRSおよびISSB基準とは異なり、スコープ3のGHG排出量の開示を要求しません。

ESRSは、上記の一般的なマテリアリティのしきい値に従って重要と判断されたスコープ3のカテゴリーについてスコープ3排出の開示を要求しており、また、3つのスコープすべての合計排出量の原単位指標のみを開示することを企業に要求しています。

ISSB基準では、基準の定義に基づく一般的なマテリアリティ評価の対象となるスコープ3排出の開示が要求されます。企業は、スコープ3排出量計算に含まれる、GHGプロトコルにおける上流または下流の活動のカテゴリーの開示が要求されます。商業銀行、投資銀行、資産運用会社および保険会社を含む金融活動に参加する企業は、スコープ3排出の開示の一部として、ファイナンス・エミッションの開示が要求されます。

ISSB基準は、スコープ3排出の開示についての実務上の課題に対処するため救済措置を設けています。それには、一定の条件下で、企業と整合しない報告期間に係るバリューチェーン上の企業からの情報を用いたスコープ3排出の測定や、企業がIFRS S2号を適用する最初の年次報告期間におけるスコープ3排出の開示の一時的な免除を認めることを含みます。さらに企業は、スコープ3排出の測定において、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに、利用可能な合理的で裏付け可能な情報のみ利用することができます。

シナリオ分析

SEC規則は、登録企業が気候関連リスクの影響を評価するためにシナリオ分析を使用することを要求しません。ただし、登録企業が(1)シナリオ分析を利用して気候関連リスクが事業、経営成績又は財政状態に与える影響を評価し、(2)かかる分析の結果に基づき、気候関連リスクが重要な影響を与える可能性が合理的に高いと判断する場合、利用した各シナリオに関する情報および各シナリオにおいて登録企業に予想される重要な影響を開示する必要があります。

ESRSは、事業戦略のレジリエンスを評価するために、気候関連のシナリオ分析を行うことを要求しており、それには、パリ協定に沿ったシナリオ（地球温暖化を1.5℃に抑えるシナリオ）を少なくとも1つは使用しなければなりません。シナリオ分析の定量的・定性的な結果の情報を開示することが必要であり、これにはシナリオ分析がどのように実施されたか、および気候関連リスクの識別と評価を行う際にどのように考慮されたかも含みます。

ISSB基準では、企業自身の気候レジリエンスの評価にあたり、企業の状況に見合ったアプローチを用いて、気候関連のシナリオ分析を用いることが要求されます。評価にあたっては、気候関連のリスクおよび機会への企業のエクスポージャーおよび企業が利用可能なスキル、資源および能力を考慮します。分析の実施において、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いることが要求されます。また、分析結果の定量的および定性的情報（企業が用いたシナリオの中に、気候変動に関する最新の国際協定と整合するシナリオが含まれるかどうかを含む）の開示が要求されます。

財務諸表への気候関連の影響

SEC規則、ESRS、ISSB基準では、財務諸表に対する気候関連の影響の開示が要求されますが、同規則および基準に基づく開示の性質と場所は異なります。

SEC規則では、登録企業の監査済み財務諸表の注記に次の事項を開示することが要求されます。

- ▶ 以下の各基準が満たされた場合、深刻な気象現象又はその他の自然条件の影響に基づき資産化された費用および支出の貸借対照表上の開示金額、並びに発生した費用又は損失の損益計算書上の開示金額
- ▶ 保険金等による回収を除く資産化された費用および支出の総額が株主資本又は欠損金の絶対値の1%以上である(500,000米ドル未満の場合を除く)
- ▶ 保険金等による回収を除く発生した費用および損失の総額が税引前損益の絶対値の1%以上である(100,000米ドル未満の場合を除く)
- ▶ 上記の支出の開示が要求される場合、深刻な気象現象およびその他の自然条件の結果認識された保険金等による回収

- ▶ カーボンオフセット又は再生可能エネルギー証書(RECs)が、開示された気候関連目標を達成するための登録企業の計画の重要な構成要素と見なされる場合
 - ▶ 会計年度中の次の3つの総額
 - (1)費用計上されたカーボンオフセットおよびRECs
 - (2)資産化されたカーボンオフセットおよびRECs
 - (3)資産化されたカーボンオフセットおよびRECsで発生した損失
 - ▶ 会計年度で資産化されたカーボンオフセットおよびRECsの期首残高と期末残高
 - ▶ カーボンオフセットおよびRECsに対する登録企業の会計方針
- ▶ 深刻な気象現象又はその他の自然条件および開示された気候関連目標又は移行計画が財務諸表の作成で利用された見積りおよび仮定に重要な影響を与えたか、並びに該当する場合はどのように影響を与えたか

SEC規則は、気候関連リスク又は指標と目標が事業、経営成績又は財政状態に重要な影響を与えたか、又は合理的にその可能性が高いか、並びに該当する場合はどのように影響を与えたかを登録企業が監査済み財務諸表外で開示することも要求します。重要性があるリスクを説明する際、登録企業は当該リスクが短期的(すなわち、今後12カ月以内)および長期的(すなわち今後12カ月以後)に顕在化する可能性が合理的に高いかを個別に説明する必要があります。

ESRSは、重要な気候関連のリスクおよび機会が現在の経営成績、財政状態、キャッシュ・フローにどのように影響したか、および翌期において資産または負債の帳簿価額に重要な修正を生じさせる重要なリスクおよび機会をマネジメントレポートに開示することを企業に要求しています。

ESRSの下では、重要な気候関連のリスクおよび機会の影響下で、経営成績、財政状態、およびキャッシュ・フローが短期的(すなわち、企業が報告期間として採用した期間で通常は1年)、中期的(すなわち、報告期間末日から5年)、長期的(すなわち、5年以上)にどのように変化すると予測するかについても開示する必要があります。

同様にISSB基準では、企業はそうすることができない場合を除き、サステナビリティ関連開示の一環として、気候関連のリスクおよび機会が、報告期間における企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローに与えた影響、並びに、短期、中期および長期にわたり予想される影響の定量的な情報を含めて開示することが要求されます。企業は、予想される影響の決定において、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報のみ利用することができます。

ISSB基準では、短期、中期および長期を定義していませんが、企業にこれらの時間軸をどのように定義し、これらの定義がどのように企業の戦略的計画の時間軸および資本配分計画とつながっているかを説明することを要求します。また基準では、サステナビリティ関連のリスクおよび機会に投下された資本的支出、ファイナンスおよび投資の金額の開示が要求されます。

開示の記載場所

SEC規則は、年次報告書と登録届出書における開示を要求し、財務諸表以外での開示の場所を決定するのは各登録企業におおむね委ねられます。監査済み財務諸表外での開示は、開示統制および手続の対象となり、財務諸表の影響は監査済み財務諸表の注記に開示され、財務報告に係る内部統制の対象となります。

CSRDとESRSは、EU企業のマネジメントレポートに必要なサステナビリティ情報を表示することを要求しています。ただし、EU子会社がEU域外の親会社のサステナビリティレポートに含まれることで CSRDが報告要件を満たしている場合、EU子会社は、EU子会社のマネジメントレポートに親会社の連結サステナビリティレポートを参照したうえで、親会社の連結サステナビリティレポート(連結マネジメントレポートではなく)に必要な開示を含めることができます。(例えば、SEC登録企業は、Form 10-Kにその情報を含める必要はありません。)

CSRDはまた、企業が電子報告フォーマットを使用してサステナビリティ報告をマークアップすることを要求しています。これにより、ステークホルダーは、現在開発中の欧州シングルアクセスポイント(ESAP)のレポートにアクセスできるようになります。

ISSB基準では、開示は、企業の一般目的財務報告書の一部に含めるか、企業が公表する他の報告書における要求事項を満たす開示との相互参照によることが要求されます。相互参照される情報は、同じ条件で同時に利用可能であり(適用年度の経過的な救済措置の対象)、完全な1組のサステナビリティ関連財務開示が、相互参照により情報を含めることによって理解が難しくならない必要があります。

CSRD/ESRSもISSB基準も、監査済み財務諸表への情報の記載を要求していません。ただし、ISSB基準では、サステナビリティレポートに含まれるサステナビリティ関連のリスクおよび機会(気候関連のリスクおよび機会を含む)に関する開示と、関連する財務諸表の情報など、企業が公表するその他の一般目的財務報告書とのつながりを記載する必要があります。

SEC規則およびCSRDに基づく開示は、第三者保証の対象となります。

弊法人のコメント

SEC規則、ISSB基準、ESRSでは、財務諸表と同時に気候関連の開示を提供することを企業に要求しているため、米国の多くの企業は、現在の任意のレポートでのサステナビリティ情報よりも早い時期に、気候関連開示を提供する必要があります。SEC規則では、直近の会計年度のGHG排出開示の提出遅延が認められており、登録企業は第2四半期のフォーム10-Qの一部として、又はフォーム10-Kの年次報告書に対する修正として提出することができます。登録届出書を提出する企業は、登録届出書が有効となる日付の少なくとも225日前の直近で完了した会計年度の情報を提出する必要があります。

保証の要求事項

SEC規則では、財務諸表で要求される開示は、すべての登録企業にとり、監査対象であり、そのような開示に関連する統制も、財務報告に係る内部統制の監査の範囲に含まれます。

さらに、段階的適用時期に基づき、スコープ1およびスコープ2の重要な排出量の開示は、当初は大規模早期提出会社および早期提出会社の両方において限定的保証の対象ですが、その後は大規模早期提出会社についてのみ合理的保証の対象となります。保証提供者は独立しており、GHG排出量の測定、分析、報告、又は証明において豊富な経験を持っている必要があります。

また、登録企業は、現在の保証提供者、および辞任、再指名を辞退又は解任された過去に契約した提供者に関する一定の情報を開示する必要があります。非早期提出会社、EGCsおよびSRCsは、任意の排出量開示について保証を得る必要がありませんが、自発的に保証を得る場合は業務および提供者に関して一定の情報を開示する必要があります。

CSRDは、財務諸表監査人、または、EU加盟国によって認定された他のプロフェッショナルファームまたは独立した保証サービス提供者(EU加盟国がCSRDを各国法に組み込む際に選択した場合)による限定的保証を要求しています。以下について実現可能性を分析した後、合理的保証に移行する計画です。

- ▶ ESRSを含むCSRDへの準拠
- ▶ ESRSに従って報告された情報を特定するために企業が実行するプロセス
- ▶ 電子報告フォーマットを使用してサステナビリティレポートをマークアップする要件への準拠
- ▶ CSRDの範囲内のすべての企業に適用されるEUタクソノミー第8条の報告要件の遵守(2028年から報告が義務付けられているEU域外の企業の連結報告を除く)

限定的保証は報告の初年度から必要であり、実現可能性を分析した後、合理的保証に移行する予定です。企業は進展を引き続き注視する必要があります。

財務諸表監査人およびその他の保証サービス提供者は、該当する場合、2026年10月1日までに委任法を通じてECによって発行されるサステナビリティ報告の保証基準を適用する必要があります。

ISSB基準では、保証の要求事項は扱っていません。基準を導入した法域の当局は、保証を要求するかを決定する必要があります。

ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標

SEC規則、ESRS、ISSB基準では、いずれもガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の開示が必要ですが、個別の要求事項は異なります。例えば、ESRSおよびISSB基準には、取締役会(又はその他のガバナンス組織)メンバーの気候関連の専門知識および気候関連事項に対する取締役会の監督に関する各種開示が含まれており、これには取締役会がどのように企業の戦略、指標および目標を監督するかが含まれますが、一方でSEC規則が要求する開示は、気候関連リスク並びに指標と目標への進捗に対する取締役会の監督など、前者よりも少なくなります(これらが開示される場合に限定される)。さらに、SEC規則、ESRS、ISSB基準は、使用された内部炭素価格に関する開示を含め、企業が気候関連リスクを特定、評価、管理する方法についての開示を要求します。

産業固有の要件

SEC規則では、産業固有の基準の利用が要求されません。

ESRSには、セクター固有の開示要求事項が含まれます。ただし、これらの要求事項はまだ公開草案が公表されていません。ISSB基準では、産業固有の開示は現時点では要求されていませんが、企業は、過去に公表されたSASBスタンダードの産業別の開示要求事項を参照し、その適用可能性を考慮することが要求されます。

その他の報告要件

その他の違いは次のとおりです。

- ▶ ESRSおよびISSB基準は、企業が気候関連のリスクおよび機会の両方を開示することを要求していますが(ISSB基準の下で、機会に関する情報の開示が法令により禁止されている、又は商業上の機密情報と見なされる基準を満たす場合を除く)、SEC規則は、登録企業に気候関連リスクの開示のみを要求します。同規則は企業が気候関連の機会を開示することを妨げませんが、これを明示的には取り上げていません。
- ▶ ESRSおよびISSB基準は、気候関連の考慮事項に関連する役員報酬に関する定性的および定量的情報を開示することを企業に要求しています。SEC規則は、SECの既存の規則が、役員報酬と気候関連リスクへの取り組みの進展との関係を開示するためのフレームワークをすでに提供していると考えているため、同様の要件は含まれていません。
- ▶ ESRSおよびISSB基準では、次の資産又は事業活動の金額および割合の開示が企業に要求されます。(1) 気候関連の移行リスクに対して脆弱なもの、(2) 気候関連の物理的リスクに対して脆弱なもの。ISSB基準はさらに、気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値およびパーセンテージを開示することを企業に要求しています。
- ▶ SEC規則は、重要な気候関連の移行リスクおよび物理的リスクの性質(例えば、移行リスクが規制、技術、市場又はその他の移行関連要因と関係しているか、地理的な場所および所有物の性質、物理的リスクを受けるプロセス又は事業)を理解するのに必要な情報が開示において提供されている限り、物理的リスクがある所有物の場所、プロセス又は事業に関する開示精度を判断する上でより柔軟性があります。
- ▶ ESRSは、排出源別(化石燃料源、原子力源、再生可能エネルギー源など)のエネルギー消費量に関する詳細な定量的情情報を要求しており、これには、気候影響の高いセクターで事業を行う事業体に関するさらなる分解、および気候影響の高いセクターにおける活動の原単位指標も含まれます。SEC規則とISSB基準には、同様の要件はありません。

適用時期

SEC規則の適用時期は、登録企業の提出状況(すなわち、大規模早期提出会社、早期提出会社(SRCsおよびEGCsを除く)、非早期提出会社、SRCsおよびEGCs)並びに開示の種類に基づきます。

- ▶ 大規模早期提出会社は、2025年以降に始まる会計年度において第1弾の開示を行い、2026年以降に始まる会計年度においてスコープ1およびスコープ2の重要な排出量を開示する必要があります。2029年以降に始まる会計年度から限定的保証、2033年以降に始まる会計年度から合理的保証が必要になります。
- ▶ 早期提出会社(SRCsおよびEGCsを除く)は、大規模早期提出会社の1年後(すなわち、2026年以降に始まる会計年度)に第1弾の開示を行う必要があります、2028年以降に始まる会計年度までスコープ1およびスコープ2の重要な排出量を開示する必要がありません。2031年以降に始まる会計年度からは限定的保証が必要となります。
- ▶ SRCs、EGCsおよび非早期提出会社は、2027年以降に始まる会計年度で開示を行う必要があります。SRCs、EGCsおよび非早期提出会社は、GHG排出量に関する開示の提供が免除されます。

SEC規則では、監査済み連結財務諸表において直近に完了した会計年度について、開示が必要となります(なお、過去に開示したか開示が必要であった場合には、過年度の会計年度についても開示が必要となります)。例えば、大規模早期提出会社は、まず、2025年以降に始まる会計年度において、2025年以降に始まる会計年度についてのみ深刻な気象現象に関する開示を行う必要があります。2026年以降に始まる会計年度について提出された年次報告書において、提出会社は2026年以降に始まる会計年度および2025年以降に始まる会計年度の開示を提供する必要がありますが、2025年以降に始まる会計年度より以前の比較情報については不要です。

CSRDおよびESRSは、企業の規模に基づいて、次の期間から適用され、翌年に報告されます。

- ▶ 2024年度:現在非財務情報開示指令(NFRD)の対象となる企業(年間平均従業員500人超)の大規模上場企業、およびNFRDの基準を満たすEU市場に上場されている株式または特定の債務証券を持つEU域外企業など
- ▶ 2025年度:2024年度の報告対象とならない大規模企業
- ▶ 2026年度:上場中小企業(サステナビリティ情報を提供しなかった理由を開示し、さらに2年間オプトアウトするのでない限り)、小規模で複雑でない信用機関、キャプティブ保険会社
- ▶ 2028年度:CSRDの対象となるEU域外企業(上記の「適用対象企業」のセクションに記載されているしきい値を満たすEU子会社または支店を持つEU域外親会社)

比較期間については開示が必要ですが、企業は比較情報の表示を1年延期することができます(適用初年度に比較情報を開示しないことができます)。CSRDに基づく報告への移行を容易にするために、ESRSの特定の開示要件(スコープ3排出量、特定のバリューチェーン指標、定量的および予想される財務効果など)が段階的に導入され、また企業の規模によって異なる段階的導入もあります。

ISSB基準は、2024年1月1日以後に開始する年次報告期間より適用され、IFRS会計基準と同様に、どの法域においても準拠が義務付けられる前に、その法域の当局によって導入されることが要求されます。基準の導入を選択した各法域は、独自の発効日を設定することもできます。企業が両方の基準を同時に適用し、早期適用する旨を開示する場合に限り、任意適用を含む早期適用が認められます。企業は、適用年度においては基準を将来にわたって適用し、以下の経過的な救済措置を適用することもできます。

- ▶ 企業は、基準を適用する最初の年次報告期間において、サステナビリティ関連財務情報の比較情報の開示をしないオプションがあります。
- ▶ 企業は、「気候ファースト」の経過的な救済措置のもとで、基準適用初年度に気候関連のリスクおよび機会の報告のみを行うことを選択できます。企業がこの救済措置を選択した場合、その旨を開示しなければならず、上記の比較年度の経過的な救済措置も適用されるため、基準適用初年度は、気候関連(又は他のサステナビリティ関連)の財務情報の比較情報を開示する必要はありません。適用2年目には、気候関連開示についてのみ比較情報の開示が要求されます。
- ▶ 企業は、基準を適用する最初の年次報告期間において、関連する一般目的財務諸表を公表した後に、サステナビリティ関連財務開示を報告するオプションがあります。

- ▶ 企業は、基準を適用する最初の年次報告期間において、基準の適用開始日の直前の年次報告期間にGHGプロトコル以外の温室効果ガス排出の測定方法を用いていた場合、スコープ1、スコープ2およびスコープ3の温出効果ガス排出の測定に当該測定方法を引き続き用いるオプションがあります。
- ▶ 企業は、基準を適用する最初の年次報告期間において、企業が資産運用、商業銀行又は保険の活動に参加している場合のファイナンス・エミッションを含むスコープ3の温室効果ガス排出を開示しないオプションがあります。

次のステップ

- ▶ 企業は、さまざまな要件セットのどれが対象となるかを検討し、開示する必要のある情報を特定する必要があります。例えば、企業はCSRDの要件の対象であるかどうかを評価し、事業を行う法域がISSB標準を要求することを計画しているかどうかを注視する必要があります。
- ▶ 企業は、情報を収集する方法や、新しいプロセス、システム、及びコントロールを設定する必要があるかどうかを検討する必要があります。

脚注:

¹ 「投資家向け気候関連情報開示の強化と標準化」米国証券取引委員会(SEC)、2024年3月
<https://www.sec.gov/files/rules/final/2024/33-11275.pdf>

² ESRS European sustainability reporting standards - first set (europa.eu)および最終的なCSRD
<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/PE-35-2022-INIT/en/pdf>

³ 「IFRS S1号サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要件事項」IFRS財団、2023年6月
<https://www.ifrs.org/issued-standards/ifrs-sustainability-standards-ナビゲーター/IFRS-s1-general-requirements.html/content/dam/ifrs/publications/html-standards-issb/english/2023/issued/issbs1/>

「IFRS S2号気候関連開示」IFRS財団、2023年6月
<https://www.ifrs.org/issued-standards/ifrs-sustainability-standards-navigator/ifrs-s2-climate-related-disclosure.html/content/dam/ifrs/publications/html-standards-issb/english/2023/issued/issbs2/>

⁴ <https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD741-Endorsement-Decision.pdf>

⁵ スコープ1、スコープ2、スコープ3の排出量の定義は、GHGプロトコルに基づいています。スコープ1排出量は、企業が所有または管理する発生源から直接発生し、スコープ2排出量は、企業が購入した電気、熱、または蒸気の生成から発生し、スコープ3排出量は、企業が所有または管理していないけれども、企業のバリューチェーンに存在する発生源から発生します。

⁶ GHGプロトコルは、以下のGHGプロトコルを更新する必要があるかどうかを理解するためにフィードバックを求めました(2023年3月期限)GHGプロトコル企業算定報告基準基準、スコープ2ガイダンス、GHGプロトコル企業バリューチェーン(スコープ3)基準、スコープ3算定ガイダンスおよびサポート文書、ならびに潜在的な更新の範囲と、更新に対する潜在的なアプローチ。利害関係者は、GHGプロトコル基準の潜在的な変更の進展を注視する必要があります。

⁷ 「気候変動に関する最新の国際協定」とは、国連気候変動枠組条約の加盟国間の直近の協定と定義されています。IFRS第2号の結論の根拠は、最新の協定はパリ協定(2016年4月)であり、その署名国は、地球温暖化を産業革命前のレベルから摂氏2度高いレベルを十分に下回るように制限すること、および平均気温の上昇を産業革命前のレベルから摂氏1.5度高いレベルまでに制限する取組みを追求することに同意しました。

付録: SEC規則、ESRS、ISSB基準に基づく気候関連開示の主な違い

SEC	EC	ISSB
適用対象企業		
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 次の企業に適用される <ul style="list-style-type: none"> ▶ SEC登録企業(外国登録企業、小規模報告会社、新興成長企業を含む) ▶ 新規株式公開により、初めて米国資本市場に参入する企業 ▶ 資産担保証券の発行体又はMJDSを利用するカナダの登録企業には適用されない 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 次の企業に適用される <ul style="list-style-type: none"> ▶ 零細企業を除く、EU規制市場で証券(株式または特定の債務)を上場している企業 ▶ 大規模企業、すなわち、EU企業のうち以下の3つの基準のうち少なくとも2つ以上を満たす企業:(1)純売上高が5,000万ユーロ超、(2)貸借対照表総額が2,500万ユーロ超、(3)事業年度の平均従業員数が250名超 ▶ 法的形式に関わらず保険会社および金融機関(零細企業を除く) ▶ これらの基準は、法人ベース(すなわち、個々のEU子会社ベース)と、EU企業のEU域外子会社を含む連結ベースの両方で適用される必要がある。すなわち、EU企業は、当該EU企業が財務報告を連結レベルで作成義務を有しているか否かにかかわらず、EUおよびEU域外子会社を含む連結ベースで上記のしきい値を満たしているかどうかを評価する必要がある ▶ EUの子会社は、EUの親会社がその子会社を含め、ESRSに完全に準拠した連結報告を行う場合、子会社単独での報告が免除される ▶ EUの子会社で、EU親会社を持たず、上記のしきい値を超える企業はESRSに準拠することが求められる。ただし、ESRSまたはECがEUの基準と同等と見なす規準に完全に準拠したEU域外の親会社の連結サステナビリティレポートに含まれている場合は除く。(2030年までは、EU域外の親会社は、サステナビリティレポートの報告目的で、特定のEU子会社を選択し、財務諸表報告目的では連結されていない子会社を含むすべてのEU子会社を連結することができるが、選択された子会社は、該当する場合は連結ベースで、過去5会計年度のうち少なくとも1度はEUで最大の売上高がある会社でなければならない) ▶ 大規模企業かつ上場会社(すなわち、上記の最初の2つの基準を満たす企業)は独自に報告をする必要があり、免除規定を適用することはできない ▶ これとは別に、EU域外の企業であり、EU内で1億5,000万ユーロの純売上高がある場合、CSRDの適用対象(上記の箇条書きの定義)を満たす子会社が少なくとも1つ以上あるか、EUでの総売上高が4,000万ユーロを超える支店がある場合は、2028年以降、連結レベルでのサステナビリティレポートが要求される。これには、EFRAGが別個に開発する域外企業向けESRS、ESRS又はEUの報告基準と同等と見なされる基準のいずれかに準拠する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ISSB基準が適用される企業の種類は、当該基準を導入することを選択した法域の当局の裁量に委ねられている
範囲 – 開示の種類		
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気候関連事項の開示のみを含む 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気候関連および、他の環境項目、社会項目、ガバナンス項目を含むその他のESG事項 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ IFRS S1号は全てのサステナビリティトピックに関する全般的な要求事項を対象としている ▶ IFRS S2号は気候関連開示の要求事項を対象としている ▶ ISSBは、包括的な一連のサステナビリティ関連開示基準を提供する幅広い権限を有している

SEC	EC	ISSB
開示しきい値およびマテリアリティ		
<ul style="list-style-type: none"> 主に、米国最高裁判所のマテリアリティの定義に基づき開示しきい値を適用する マテリアリティの定義は主に財務諸表利用者が判断する際の重要性を考慮する。 深刻な気象現象又はその他の自然条件の影響に基づき資産化された費用および支出の総額を貸借対照表で開示し、発生した費用又は損失を損益計算書で開示する(保険金等による回収を除く)際は、以下のしきい値が適用される <ul style="list-style-type: none"> 株主資本又は欠損金の絶対値の1% (500,000米ドル未満の場合を除く) 税引前損益の絶対値の1% (100,000米ドル未満の場合を除く) 取締役会による気候関連リスクの監督と関連するものを含め、一部の開示はマテリアリティと無関係に必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダブルマテリアリティ」の概念を採用しており、インパクトの観点、財務の観点、または両方において重要であるときに、開示が必要となる マテリアリティの定義は、影響を受けるステークホルダー(従業員、顧客、ベンダー、コミュニティ)およびその他のサステナビリティ報告の利用者(投資家、債権者など)の両方を考慮する マテリアリティは ESRS 2の開示要求事項およびデータポイントを除く、すべての開示要求事項のしきい値となる 企業が気候関連を重要ではないと結論付けた場合には、その結論の詳細な説明を開示する必要がある ESRSの特定のデータポイントは他のEU法でも要求される 	<ul style="list-style-type: none"> IFRS会計基準に準拠したマテリアリティの定義を適用する マテリアリティの定義は、一般目的財務報告書の主要な利用者(例えば、投資者、債権者)を考慮する 基準のすべての開示要求事項に適用される
スコープ1およびスコープ2のGHG排出量 – 開示しきい値		
<ul style="list-style-type: none"> 上記で説明した全般的な開示しきい値を条件として、大規模早期提出会社および早期提出会社のみの開示が要求される 	<ul style="list-style-type: none"> 上記の一般的なマテリアリティのしきい値を超える場合に開示が要求される 	<ul style="list-style-type: none"> 一般目的財務報告書の主要な利用者にとって重要性がある場合は、開示が要求される
スコープ1およびスコープ2のGHG排出量 – GHGプロトコルの使用		
<ul style="list-style-type: none"> GHGプロトコルを使用し排出量を計算することを要求しない 	<ul style="list-style-type: none"> GHG排出を計算するための具体的なガイドラインが含まれているが、企業はGHGプロトコルの原則、要求事項、ガイドラインを考慮することが要求される 企業は、さらにISO 14064-1:2018を考慮することが要求される 	<ul style="list-style-type: none"> 法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求していない限り、排出量の計算にGHGプロトコルを用いることが要求される 企業の報告期間と異なる報告期間を有するバリューチェーン上の企業から入手した情報を用い、企業のスコープ1およびスコープ2の排出を測定することが一定の条件下で容認される
スコープ1およびスコープ2のGHG排出量 – 分解		
<ul style="list-style-type: none"> スコープ1およびスコープ2の重要な排出量をCO₂換算のメートル・トンで開示する必要がある(いずれも各スコープの合計、および個別に重要な7つの構成GHGのそれぞれ) 	<ul style="list-style-type: none"> スコープ1とスコープ2の総排出量をメートル・トンで開示する必要がある。 7つ温室効果ガスごと、または国別の排出量に分解して開示することができるが、これは必須ではない 排出権取引制度規制の下、スコープ1 GHG排出割合の開示が要求される 	<ul style="list-style-type: none"> スコープ1とスコープ2の総排出量をメートル・トン法で個別に開示する必要がある。 7つの温室効果ガスそれぞれの排出の開示は要求されない。
スコープ1およびスコープ2のGHG排出量 – オフセット		
<ul style="list-style-type: none"> 購入又は生成されたオフセットの影響は、これらの計算から除外される 開示された指標と目標を達成するための会社の計画においてオフセットが重要な構成要素である場合、会社がGHG排出量の開示を要求されない場合でも開示が要求される 	<ul style="list-style-type: none"> 購入または創出されたオフセットの影響は除外され、区別して開示される 	<ul style="list-style-type: none"> 購入した又は生成したオフセットの影響は除外され、区別して開示される

SEC	EC	ISSB
スコープ1およびスコープ2のGHG排出量 - 原単位指標		
▶ 原単位指標の開示は要求されない	▶ 総売上高の通貨単位あたりのロケーション基準とマーケット基準の両方の方法による、合計排出量(スコープ1、スコープ2およびスコープ3の合計)の原単位指標の開示が要求される	▶ 原単位指標の開示は要求されない
スコープ1およびスコープ2のGHG排出量 - スコープ2法		
▶ 必要な手法の開示が提供されることを条件として、企業が選択した枠組みと一貫する手法(ロケーション基準およびマーケット基準を含む)を利用し、スコープ2のGHG排出量を計算することを認める	▶ ロケーション基準とマーケット基準の両方の手法によるスコープ2排出の開示が必要	▶ ロケーション基準を用いたスコープ2の排出およびそれらの排出源についての契約証書に関する情報の開示が要求される
スコープ1およびスコープ2のGHG排出量 - 組織境界		
▶ 利用了組織境界の開示が必要 ▶ 排出量の計算で使用した境界が連結財務諸表に含まれる企業および事業のスコープと重要な点で異なる場合、合理的な投資家が理解できる十分な詳細での差異の簡単な説明も必要となる	▶ 企業が経営支配力を有する持分法投資先およびジョイントベンチャーのスコープ1およびスコープ2排出の開示が要求される ▶ スコープ1、スコープ2について次の開示が要求される:(1)連結会社および(2)持分法投資、ジョイントベンチャーおよびその他の企業が経営支配力を有する非連結子会社	▶ スコープ1およびスコープ2の排出について、(1)連結会社および(2)その他の投資先(例えば、持分法投資、ジョイントベンチャーおよび非連結子会社)に分解した開示が要求される ▶ 持分法投資のような非連結の投資先からの温室効果ガス排出の計算について、GHGプロトコルによる異なるアプローチ(例えば、出資比率基準、財務支配力基準、経営支配力基準)を適用することが認められており、そのアプローチの開示が要求される
スコープ3のGHG排出量 - 開示のしきい値		
▶ スコープ3の排出量の開示は要求されない	▶ 上記の一般的なマテリアリティのしきい値に適合するスコープ3の重要なカテゴリーについて、スコープ3排出の開示が要求される	▶ 一般目的財務報告書の主要な利用者にとって重要性がある場合は、開示が要求される ▶ 資産運用、商業銀行および保険の活動を行う企業は、マテリアリティに関わらず、スコープ3排出の開示の一部として、ファイナンス・エミッションの開示が要求される ▶ スコープ3排出の開示についての実務上の課題に対処するため、一定の条件下で、企業と整合しない報告期間間に係るバリューチェーン上の企業からの情報を用いたスコープ3温室効果ガス排出の測定や、企業がIFRS S2号を適用する最初の年次報告期間におけるスコープ3排出の開示の一時的な免除を認めることを含む救済措置を提供する ▶ 企業は、スコープ3排出の測定において、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報のみ利用することができる
スコープ3のGHG排出量 - 分解		
▶ スコープ3の排出量の開示は要求されない	▶ スコープ3排出について、CO ₂ 換算のメートル・トンの開示が必要 ▶ スコープ3の重要なカテゴリーごとに分解した開示が要求される	▶ スコープ3排出量について、CO ₂ 換算のメートル・トンの開示が必要 ▶ 計算に含まれる上流または下流の活動のカテゴリーの開示が要求される
スコープ3のGHG排出量 - 原単位指標		
▶ スコープ3の排出量又は排出原単位指標の開示は要求されない	▶ 企業は、3つのスコープの合計排出量の原単位指標のみを開示する必要がある	▶ 原単位指標の開示は要求されない

SEC	EC	ISSB
シナリオ分析		
<ul style="list-style-type: none"> 登録企業が気候関連リスクの影響を評価するためにシナリオ分析を使用することを要求しない (1) シナリオ分析を利用して気候関連リスクが事業、経営成績又は財政状態に与える影響を評価し、(2)かかる分析の結果に基づき、気候関連リスクが重要な影響を与える可能性が合理的に高いと判断した登録企業は、利用した各シナリオに関する情報および各シナリオにおいて登録企業に予想される重要な影響を開示する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 企業は、パリ協定と整合したシナリオを少なくとも1つ用いて気候関連シナリオの分析を行い、企業のビジネス戦略のレジリエンスを評価する シナリオ分析がどのように実施され、気候関連リスクの識別と評価に情報をもたらすために、どのように用いられたかについて定量的および定性的情報の開示が要求される 	<ul style="list-style-type: none"> 企業は、企業自身の気候レジリエンスの評価にあたり、気候関連のリスクおよび機会への企業のエクスポートジャーおよび企業が利用可能なスキル、資源および能力を考慮し、企業の状況に見合ったアプローチを用いて、気候関連のシナリオ分析を用いることが要求される 企業は、分析の実施において、報告日時点できめ細やかなコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を開示することが要求される 分析結果の定量的および定性的情報(企業が用いたシナリオの中に、気候変動に関する最新の国際協定と整合するシナリオが含まれるかどうかを含む)の開示が要求される
財務諸表への気候関連の影響		
<ul style="list-style-type: none"> 以下の各基準が満たされた場合、登録企業は監査済み財務諸表の注記において、深刻な気象現象又はその他の自然条件の影響に基づき資産化された費用および支払の貸借対照表上の金額、発生した費用および損失の損益計算書上の金額を開示する必要がある <ul style="list-style-type: none"> 保険金等による回収を除く資産化された費用および支払の総額が株主資本又は欠損金の絶対値の1%以上である(500,000米ドル未満の場合を除く) 保険金等による回収を除く発生した費用および損失の総額が税引前損益の絶対値の1%以上である(100,000米ドル未満の場合を除く) 上記の開示が要求される場合、深刻な気象現象およびその他の自然条件の結果認識された保険金等による回収 カーボンオフセット又はRECsが、開示された気候関連目標を達成するための登録企業の計画の重要な構成要素と見なされる場合、登録企業は以下を開示する必要がある <ul style="list-style-type: none"> 会計年度中の次の3つの総額 <ul style="list-style-type: none"> (1) 費用計上されたカーボンオフセットおよびRECs (2) 資産化されたカーボンオフセットおよびRECs (3) 資産化されたカーボンオフセットおよびRECsで発生した損失 会計年度で資産化されたカーボンオフセットおよびRECsの期首残高と期末残高 カーボンオフセットおよびRECsに対する登録企業の会計方針 登録企業は、深刻な気象現象又はその他の自然条件および開示された気候関連目標又は移行計画が財務諸表の作成で利用された見積りおよび仮定に重要な影響を与えたか、並びに該当する場合はどのように影響を与えたかを開示する必要がある 気候関連リスク又は指標と目標が事業、経営成績又は財政状態に重要な影響を与えた、又は合理的にその可能性が高いか、並びに該当する場合はどのように影響を与えたかを登録企業が監査済み財務諸表外で開示する必要がある 重要性のあるリスクを説明する際、登録企業は当該リスクが短期的(すなわち、今後12カ月以内)および長期的(すなわち今後12カ月以降)に顕在化する可能性が合理的に高いかどうかを個別に説明する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 企業はマネジメントレポートにおいて、気候関連のリスクおよび機会が現在の経営成績、財政状態、キャッシュ・フローにどのように影響を与えるか、および翌年度の年次財務報告における資産と負債の帳簿価額に重要な調整が行われる重要なリスクおよび機会を開示する必要がある 重要な気候関連のリスクおよび機会の影響により、企業の経営成績、財政状態およびキャッシュ・フローが、短期、中期、長期(それぞれ、報告対象期間(通常1年)、報告対象期間末日から5年、5年以上、と定義される)にわたってどのように変動すると予測しているかの開示が要求される 	<ul style="list-style-type: none"> 企業はそうすることができない場合を除き、サステナビリティ関連開示の一環として、気候関連のリスクおよび機会が、報告期間における企業の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに与えた影響、並びに、短期、中期および長期(公開草案の提案では定義されていない)にわたり予想される影響の定量的な情報を含めて開示することが要求される 企業は、それらの影響の決定において、報告日時点での過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報のみ利用することができる 企業は、気候関連のリスクおよび機会に投下された資本的支出、ファイナンスおよび投資の金額の開示が要求される

SEC	EC	ISSB
開示の記載場所		
<ul style="list-style-type: none"> 年次報告書と登録届出書での開示が義務付けられる 財務諸表以外での開示の場所は、おおむね各登録企業に委ねられる 監査済み財務諸表外での開示は、開示統制および手続の対象となり、財務諸表の影響は監査済み財務諸表の注記に開示され、財務報告に対する内部統制の対象となる 	<ul style="list-style-type: none"> EU企業のマネジメントレポートにおいて、必要なサステナビリティ情報の開示が必要 ただし、EU子会社がEU域外の親会社のサステナビリティレポートに含まれることでCSRDが報告要件を満たしている場合、EU子会社は、EU子会社のマネジメントレポートで親会社の連結サステナビリティレポートを参照したうえで、EU域外の親会社の連結サステナビリティレポート（連結マネジメントレポートではなく）に必要な開示を含めることができる（例えば、SEC登録企業は、Form 10-Kにその情報を含める必要はない） 電子報告フォーマットを使用してサステナビリティレポートをマークアップする必要がある 監査済み財務諸表への情報の記載は要求していない 	<ul style="list-style-type: none"> 開示は、企業の一般目的財務報告書の一部に含めるか、企業が公表する他の報告書における要求事項を満たす開示との相互参照によることが要求される（相互参照される情報は、同じ条件で同時に利用可能であり、完全な1組のサステナビリティ関連財務開示が、相互参照によって情報を含めることによって理解が難しくならない必要がある） 監査済み財務諸表に情報を記載する必要はない 企業は、サステナビリティ報告書に含まれる気候関連のリスクおよび機会に関する開示と、関連する財務諸表の情報など企業が公表した他の一般目的財務報告書との間の関係の描写を要求される
保証の要求事項		
<ul style="list-style-type: none"> 大規模早期提出会社のスコープ1およびスコープ2の重要な排出量は、段階的に限定的保証、その後、合理的保証が必要となる 早期提出会社のスコープ1およびスコープ2の重要な排出量は、段階的に限定的保証が必要となる 非早期提出会社、SRCs又はEGCsでは排出量の開示又は保証が要求されない 財務諸表で要求される開示は、すべての登録企業にとり、監査対象であり、そのような開示に関連する統制も、財務報告に係る内部統制の監査の範囲に含まれる 保証提供者は独立しており、GHG排出量の測定、分析、報告、又は証明において豊富な経験を持っている必要がある 登録企業は現在および一部の以前の保証提供者に関する情報を開示する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 限定的保証が必要であり、ECが実現可能性を検討した後、将来的に合理的保証に移行する予定である <ul style="list-style-type: none"> ESRSを含むCSRDへの準拠 ESRSに従って報告された情報を特定するために企業が実行するプロセス 電子報告フォーマット形式を使用してサステナビリティレポートをマークアップする要件への準拠 CSRDの範囲内のすべての企業に適用されるEUタクソノミー第8条の報告要件の遵守（2028年から報告が義務付けられているEU域外の企業の連結報告を除く） 保証提供者は、財務諸表監査人、又は、EU加盟国がCSRDを現地法に組み込む際に、EU加盟国が認定した他のプロフェッショナルファームまたは独立した保証サービス提供者であることが要求される 監査人および、該当する場合、その他保証サービス提供者は、2026年10月1日までにECが委任法を通じて発行するサステナビリティレポートの保証基準を適用する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 保証の要求事項は扱っていない 基準を導入した法域の当局は、保証を要求するかを決定する必要がある
産業固有の要件		
<ul style="list-style-type: none"> 産業固有の要求事項を含まない 	<ul style="list-style-type: none"> ESRS第2弾にはセクター固有の開示要求事項が含まれますが、これらの開示要求事項はまだ提案されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 産業固有の開示は現時点で要求されていないが、企業は、過去に公表されたSASBスタンダードの産業別の開示要求事項を参照し、その適用可能性を考慮することを要求される

SEC	EC	ISSB
その他の報告要件		
<ul style="list-style-type: none"> 登録企業は重要性がある気候関連リスクを開示する必要がある 気候関連の機会に関する開示を取り上げていないが、これを妨げない 	<ul style="list-style-type: none"> 企業は気候関連のリスクおよび機会の両方を開示することを要求している 	<ul style="list-style-type: none"> 企業は、気候関連のリスクおよび機会の両方の開示が要求される（機会に関する情報の開示が法令により禁止されている、又は商業上の機密情報と見なされる規準を満たす場合を除く）
<ul style="list-style-type: none"> SECの既存の規則が、役員報酬と気候関連リスクへの取り組みの進展との関係を開示するためのフレームワークをすでに提供していると考えているため、同様の要件は含まれない 	<ul style="list-style-type: none"> 企業に、気候関連の考慮と連動した役員報酬について、定性的および定量的な開示を義務付ける 	<ul style="list-style-type: none"> 企業に、気候関連の考慮と連動した役員報酬について、定性的および定量的な開示を義務付ける
<ul style="list-style-type: none"> 重要性がある気候関連の移行リスクおよび物理的リスクの性質（例えば、移行リスクが規制、技術、市場又はその他の移行関連要因と関係しているか、地理的な場所および所有物の性質、物理的リスクを受けるプロセス又は事業）を理解する上で必要な情報を開示する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 次の資産または事業活動の金額および割合の開示が要求される：(1)気候関連の移行リスクに対して脆弱なもの、(2)気候関連の物理的リスクに対して脆弱なもの 	<ul style="list-style-type: none"> (1)気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産または事業活動、(2)気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産または事業活動、および(3)気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値およびパーセンテージの開示が要求される
<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費の開示は要求されない 	<ul style="list-style-type: none"> 気候への影響が大きいセクターで事業を展開する企業のさらなる分解情報と、気候への影響が大きいセクターにおける活動の原単位指標を含む発生源別の排出量について詳細な定量的情報の開示が要求される 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費の開示は要求されない
適用時期		
<ul style="list-style-type: none"> SEC規則の適用時期は、登録企業の提出状況（すなわち、大規模早期提出会社、早期提出会社（SRCsおよびEGCsを除く）、非早期提出会社、SRCsおよびEGCs）並びに開示の種類に基づく 大規模早期提出会社は、2025年以降に始まる会計年度において最初の必要な開示を行う必要があり、その後、スコープ1およびスコープ2の重要な排出量を2026年以降に始まる会計年度に開示することを要求される。限定的保証は2029年以降に始まる会計年度において要求され、合理的保証は2033年以降に始まる会計年度で要求される 早期提出会社（SRCsおよびECGsを除く）は、大規模早期提出会社の1年後（すなわち、2026年以降に始まる会計年度）に第1弾の必要な開示を行う必要があり、2028年以降に始まる会計年度までスコープ1およびスコープ2の重要な排出量を開示する必要がない。2031年以降に始まる会計年度で限定的保証が必要となる SRCs、EGCsおよび非早期提出会社は、2027年以降に始まる会計年度に必要な開示を行う必要がある。SRCs、EGCsおよび非早期提出会社はGHGの排出量に関する開示を提供することを免除される 	<ul style="list-style-type: none"> CSRDおよびESRSは、その企業の規模によって次の通りに適用される <ul style="list-style-type: none"> 2024年度：現在NFRDの対象である企業（すなわち、年間平均従業員500人以上の上場企業、および、現状の理解に基づき、他の上場企業（例：株式や特定の債券をEU規制市場に上場しているEU域外企業）でNFRDのしきい値を超える企業） 2025年度：2024年度の報告対象とならない大規模企業 2026年度：上場中小企業（さらに2年間適用除外され、サステナビリティ情報の開示を行わない理由を開示する企業を除く）、小規模で複雑でない金融機関、キャブティブ保険会社 2028年度：CSRDの対象となるEU域外企業（上記の「スコープ」のセクションに記載されているしきい値を満たすEUの子会社または支店を有するEU域外親会社） 比較年度開示が要求される。ただし、企業は比較情報の開示を1年延期することができる（つまり、適用初年度には比較情報を開示しない） CSRDに基づく報告への移行を容易にするために、ESRSの特定の開示要件（例：スコープ3排出量、特定のバリューチェーンの指標、財務影響の定量的な予測）は段階的に導入され、一部の段階的導入は企業の規模によって異なる 	<ul style="list-style-type: none"> 基準は、2024年1月1日以後に開始する年次報告期間より適用される 基準の適用を選択した各法域は、自身の発効日を設定することもできる 企業がIFRS S1号およびIFRS S2号の両方の基準を同時に適用し、早期適用する旨を開示する場合に限り、任意適用を含む早期適用が認められる 適用年度においては、将来にわたって開示が要求される場合がある 企業は以下の経過的な救済措置を適用することもできる <ul style="list-style-type: none"> 企業が基準を適用する最初の年次報告期間において、サステナビリティ関連財務情報の比較情報の開示をしないオプション 基準適用初年度に気候関連のリスクおよび機会の報告のみを行うことを容認する「気候ファースト」の経過的な救済措置 企業が基準を適用する最初の年次報告期間において、関連する一般目的財務諸表を公表した後に、サステナビリティ関連財務開示を報告するオプション 企業が基準を適用する最初の年次報告期間において、基準の適用開始日の直前の年次報告期間にGHGプロトコル以外の温室効果ガス排出の測定方法を用いていた場合、スコープ1、スコープ2およびスコープ3の温出効果ガス排出の測定に当該測定方法を引き続き用いるオプション 企業が基準を適用する最初の年次報告期間において、企業が資産運用、商業銀行又は保険の活動に参加している場合のファイナンス・エミッションを含むスコープ3の温室効果ガス排出を開示しないオプション

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパー・パス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーフームを指し、各メンバーフームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーフームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーフームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーフームは法的に独立した法人です。詳しくはey.com/ja_jpをご覧ください。

© 2024 EY Japan Co., Ltd.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY Japan株式会社および他のEYメンバーフームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書はTechnical Line: How the climate-related disclosures under the SEC rules, the ESRS and the IBB standards compareを翻訳したものです。英語版と本書の内容が異なる場合は、英語版が優先するものとします。

ey.com/ja_jp